

## 令和4年度公共交通利用促進事業委託業務仕様書（案）

### 1 業務の名称

令和4年度公共交通利用促進事業委託業務

### 2 業務の趣旨・目的

コロナ禍で減少した公共交通の需要回復のため、県内を運行する鉄道、路線バス、タクシー車両等に公共交通機関の安全性や感染症対策を徹底した上での積極的な利用を呼びかける広告を掲出し、公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 4 業務に要する経費の限度額

19,892,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 5 業務の内容

#### (1) 広告媒体の制作

公共交通の利用を促すための広告をデザイン・制作する。

#### (2) 広告の掲出

広告掲出先の事業者等と掲出スペースの確保などについて調整を行い、上記(1)で制作した広告媒体を納品の上、広告掲出の確認を行うこと。また、広告の掲出に当たり、加工等必要な作業が発生した場合は対応すること。

なお、県内を網羅的に広告の掲出ができるよう、広告の掲出場所は、特定の地域及び特定の事業者の所有する車両等に偏らないようにすること。

#### (3) 広告媒体等の仕様（案）

##### ① 鉄道中塗り広告、バス額面ポスター

掲出場所：県内を運行する鉄道車両、県内を運行する路線バス車両

枚数：鉄道車両 600枚程度（2枚／両）

バス車両 400枚程度（1枚／台）

規格：B3ポスター（H364mm×W515mm）

掲出期間：2か月間程度

##### ② バス後面広告

掲出場所：県内を運行する路線バス車両

台 数：50 台程度

規 格：後部ラッピング（H1500 mm×W3000 mm）

掲出期間：1 か月間程度

③ タクシー車外広告

掲出場所：県内に使用の本拠地があるタクシー車両

枚 数：1,500 枚程度（1 枚／台）

規 格：マグネットシート（H200 mm×W500 mm）

掲出期間：1 か月間程度

※上記（3）は委託者において設定した案であり、本業務の趣旨・目的に照らし、効果が見込まれる内容・仕様であれば、これによる必要はない。

## 6 協議及び報告に関する事項

- （1）事業実施に当たっては、委託者と協議の上進めるものとする。
- （2）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- （3）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする。
- （4）委託業務終了後、委託業務完了報告書を作成し、5（1）で制作した広告媒体に係る電子データ一式と併せて令和5年3月31日までに委託者に提出すること。  
なお、委託業務完了報告書の作成に当たっては、広告の掲出状況が確認できる書類を添付すること。

## 7 留意事項

- （1）新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分に配慮して事業を実施すること。
- （2）制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- （3）本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。  
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページ等での二次利用を想定しているため、制作段階で委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。